

庁舎での禁止行為

他の来庁者への迷惑にもなりますのでお止めください



上記以外にも、庁舎内の秩序を乱す行為、公務の円滑な遂行を妨げる行為は禁止されています。

※一部の行為については、事前に庁内管理者へ申請することで許可を受けられる場合があります。

杉並区 庁内管理者